

令和3年度

北秋田市住宅リフォーム支援事業

北秋田市では、市内経済の活性化や市民の居住環境の質の向上により定住促進を図るため、市内業者を活用して住宅をリフォーム・増改築工事される方に補助金を交付いたします。

実施期間

令和3年4月27日～令和4年3月11日まで

※予算の執行状況により締め切る場合があります！

令和3年4月30日(金)受付開始

※5月1日以降に契約した工事については、事前に補助申請し、許可を受けてから工事を実施してください

4月中に契約したリフォーム工事の対応について

4月中に契約した本事業に該当する工事（実施予定の工事）については、事後申請が可能です。ただし、予算に限りがありますので、お早めに都市計画住宅係へ相談の上、申請の手続きをお願いします。

多子世帯

18歳以下の子どもが2人以上同居している世帯が行う工事

工事費の15%

最高30万円

空き家購入

築10年以上の中古住宅を購入して行う工事（令和2年4月1日以降取得した空き家住宅に限る）**[単身可]**

工事費の20%

最高40万円

一般補助

持ち家の工事

（※令和2年度以前に受けた補助金の額と合わせて20万円を限度とする）

工事費の10%

最高10万円

移住者

5年以上市外で生活した後再び当市へ住民登録した者、又は新たに当市に住民登録した者への**加算**

工事費の15%

最高30万円

対象となる主な条件

- 申請者、所有者及び対象住宅に住む世帯員が、市民税・固定資産税・国保税等の市税を滞納していないこと
- 市内の住宅（別荘等除く）であること ○賃貸している住宅及び賃貸する予定の住宅でないこと
- 併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること（図面添付要）
- 対象工事費用が**30**万円以上であること ○市内に本店のある業者又は市に住民登録された個人の施工であること
- 他の本市補助制度の補助金に相当する費用及び重複計上を認めていない補助制度の対象工事費用は交付対象から除外

※補助金の交付申請は、**同一年度内に一回限り**です。

※交付には、これ以外にも条件がありますので、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

（必要書類・問い合わせ先電話番号については裏面へ記載）

◎添付書類一覧（各様式は市窓口に備え付けているほか、市HPからダウンロードできます）

申請区分	交付申請（第8条関係）	実績報告（第11条関係）
一般補助 (持ち家)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書又は見積書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1／2以上であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（様式第8号） ・その他市長が必要と認める書類
多子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書又は見積書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1／2以上であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（様式第8号） ・その他市長が必要と認める書類
空き家購入世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・購入した空き家の売買契約書の写し ・空き家の証明書 ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書又は見積書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1／2以上であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・誓約書（※リフォーム後に転居する場合） ・その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（様式第8号） ・転居後の住民票謄本 ・その他市長が必要と認める書類
移住者	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) ・誓約書（※リフォーム後に転居する場合） ・その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真） ・転居後の住民票謄本 ・その他市長が必要と認める書類

※重要※

工事内容の変更が生じる場合は、[補助金条件変更申請書（様式1-4号）](#)に、工事請負変更契約書又は変更請求書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、及び変更部分に係る工事着手前の写真を添付して工事期間中に提出してください。

問い合わせ先：都市計画課都市計画住宅係(72-5246)